

*「管内の教育」は島根県教育庁 出雲教育事務所ウェブサイトにてカラーで掲載されています。

所報

第79号

管内の教育



主な内容

- 1 教育事務所長訪問を通して考えたこと
- 2 市町派遣指導主事からの報告
- 3 人権教育
- 4 幼児教育
- 5 総務課より

出雲教育事務所

令和3年8月

教育事務所長訪問を通して考えたこと

調整監 曾田 和彦

6月を中心に行った、教育事務所長訪問にご協力いただきありがとうございました。

出雲教育事務所管内89の小・中学校全ての取組を、詳細にお伝えすることはできませんが、印象に残ったことや考えたことを述べさせていただきます。

今年度、多くの学校で目にしたのは、玄関から校長室に続く廊下に掲示された、学校行事などの写真でした。写真に写った子どもたちのマスクの下の表情は、喜びや充実感にあふれていました。友だちや先生、保護者、地域の方などとの触れ合いを通して行われる、学校ならではの協働的な学びが大切にされている姿の表れであるように感じました。

一枚一枚の写真の背景には、昨年度はできなかった教育活動を再開したという事実だけではなく、様々なご苦労があったこともうかがいました。新型コロナウイルス感染症予防に留意したこと、「子どもたちの学びを止めない」という観点を大切にしたこと、保護者、地域の方とも意見交換しながら開催の可否や規模を検討したこと、教育活動それぞれの意義を問い直す作業を行ったことなどを聞き、コロナ禍を経て学校が変わっていく、変わっていかねばならない時期にさしかかっていることを改めて感じました。

訪問の際には、多くの新規採用教職員の皆さんの顔を見て、言葉をかけさせていただきました。わずかな時間ではありましたが、各学校において全校体制で新規採用教職員を支えていただいている様子をうかがうことができ、有り難く感じました。

今年度、出雲教育事務所管内には78名の新規採用教職員を配置しました。そのほかにも若い講師を多数配置した関係もあってか、「教職員集団の平均年齢が下がった。」という言葉をいただいた学校もありました。

ベテランの皆さんから見れば、経験の浅い「若者」は頼りなく、時には自分でやった方が速く、上手にできると感じられる場面があるかもしれません。ついつい「今どきの若者は…」という言葉が浮かんでくることがあるかもしれません。そんな時、自分自身が「若者」であった頃のことを思い出したり、古代ギリシャのソクラテスの時代にも「今どきの若者は…」と語られていたらしいことを思い浮かべたりすると、これまで以上に温かいまなざしを「若者」に注いでいただけるのではないのでしょうか。

また、「若者」のもつエネルギーや感覚、知識は、ベテランの方にも新たな学びを提供してくれるものと期待しています。訪問の際に聞かせていただいた、「初任者研修を校内研修に位置付けて取り組んでいる。」や、「初任者が頑張っているので我々も頑張る。」という言葉から、学校をあげて取り組んでいく人材育成の方向性の一つを示していただいたように感じました。

教育界が「若者」を育て、教職員一人一人の資質・能力の向上を実現することができる業界であり続けることは、今全国的にも大きな課題となっている、教員不足解消のための方策の一つとなるのではないのでしょうか。

出雲教育事務所は引き続き「学校、教職員や地域と一緒に成長する」ことをめざし、人材育成の面でも支援や指導に取り組んでいきます。今後ともよろしく願います。



市町派遣指導主事からの報告

出雲市の学力向上方針・取組について キーワードは、『授業改善の組織的な推進』

出雲市派遣指導主事 片岡 千修

小・中学校ともに新学習指導要領が全面実施となり、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められています。本年度、出雲市の学力向上の重点を『主体的・対話的で深い学び』を実現するための授業改善の組織的な推進』として、取組を進めています。

- 「組織的な推進」とは、校長が示す学校経営方針に基づき、全教職員が目標と方策を共有し、組織的な取組を進めること。
- 出雲市が実施する「学力向上訪問」では、校長との学力向上に係る協議と授業研究を有機的に組み合わせ、授業改善の組織的な推進を支援していく。
- 「めあてと振り返りを意識した授業スタンダード」を踏まえた授業構想の定着を図る。

上記のことをふまえて、各校、今年度のスタートにあたって

- 【組織】○協働的な組織にするためには「協働性の構築」が必要であり、①ビジョンの共有②メンバーの参画意識③双方向のコミュニケーションを図ることを重要視している。
 - 学校の「学校経営概要、学校経営ビジョン、学校経営構想等」に「学力向上・授業改善」がどのように位置づけられているか明確にしている。
 - 「組織的な授業改善」の取組について校長と授業改善推進リーダーがタッグを組み、本年度の「授業改善」を進めるための見通しや方向性について検討する「戦略会議」をもち、実践に移していく。
- 【授業】◇組織的に授業改善し授業をつくっていくためには、研究授業と研究授業、研究授業と日々の授業をつなぐことがポイントとなる。研究授業をすることが目的ではなく、日々の授業をどのようにしていくのか、そのために何をするのかを考えていくことが大切である。
 - ◇日々の授業改善のためには、研究協議の在り方が大切である。どうしたら学びあうことのできる協議ができるのか。教員全員に授業づくりの方針・具体策が伝わり、方向が定まっていること、実践にあたっての具体的な手立てが共有されていることがポイントである。

以上のようなことを考え、年間をとおしての計画を立て、推進を図っています。

「経験年数の少ない教員への支援」 雲南市派遣指導主事 佐藤 文宣・白石 睦・渡部 千秋

今年度、雲南市では「若い教員の学びを全力でサポートする」ことをモットーに、以下の講座や研修会を実施することになりました。指導講師は、出雲教育事務所の指導主事や派遣指導主事、雲南市内の小・中学校の管理職が務めました。放課後や夏季休業中の研修でしたが、多くの教員(のべ約200人)の参加を得て、熱心に受講していただきました。



【初任者及び講師研修会 (60分×6テーマ 情報交換)】

- ねらい 「一般研」の充実を図るとともに初任者及び講師が相互に交流を深められる場をもつ。
- テーマ ・「特別活動(話し合い活動)の大切さ」
 - ・「生徒理解のあり方について」 ・「発達障がいについて」 ・「LD等の疑似体験プログラムについて」
 - ・「社会教育と学校教育」 ・「性の多様性の指導の大切さについて」

【授業プランニング講座 (60分×4教科)】

- ねらい 参加した教員が指導講師の助言を受けながら、今後実際に行う授業のプランシートを作成することを通して、以下の授業づくりのポイントについて体験的に学ぶ機会とする。
 - ・「指導と評価の一体化」をめざした授業づくり ・整合性ある「めあて」と「まとめ」の設定の仕方 等
- 教科 国語科、算数科・数学科、外国語活動・外国語科、特別の教科道徳

【生徒指導スキルアップ講座 (60分×3テーマ)】

- ねらい 講義や演習を通して生徒指導の基本的実務能力と対応力の向上を図る。
- テーマ ・「不登校への対応」 ・「保護者とのかかわり方」 ・「いじめ問題への対応」

<受講者の感想>

- ・どこから手を付けていけばよいかわからず困っていましたが、付けたい力や目標をしっかりと定めることで、授業計画が作れることがわかってよかった。
- ・まだまだ自分の力の無さを感じ、もっと生徒とのかかわり方を学ばないといけないと思った。
- ・支援を要する児童に対しての働きかけの方法についてヒントが得られたのでよかった。

学校訪問より

奥出雲町派遣指導主事 糸原 保弘

4月末から7月にかけて、町内小学校10校、中学校2校の学校訪問を行いました。「生徒指導・特別支援教育」と「学校運営・学力育成」の2種類の訪問を行う中で見えてきた、各校の特色ある取組の一部を紹介します。

学習の基盤となる取組

○理解教育の推進

・特別支援教育コーディネーターや通級指導担当者等により、すべての児童生徒に対して、「顔や好きなもの、得意なことが人それぞれ違うように、自分に合った学習の場や方法にも人によって違いがある」という理解教育が、多くの学校で行われています。

○多面的な児童生徒理解

・個別の配慮が必要な児童生徒への支援を考える際に、発達障がい特性だけでなく、二次的な障がいや愛着障がい等さまざまな角度から子どもを見取り、特別支援と生徒指導の両面から支援することで成果を挙げている学校があります。

○自尊感情を育む「特技披露集会」

・各自が得意なことを、業間、昼休み、家庭で練習・準備し、全校に披露する取組です。自分や友だちの長所に気付くとともに、練習を通して努力の大切さに気付き、やり遂げた達成感を味わうことで、自己肯定感を育てるねらいです。

学力育成に向けた取組

○授業の質の充実

・中学校体育(バレーボール)の授業。オーバーハンド、アンダーハンド2種類のパスを、どのように使い分けるか、試行－相談－再試行－評価を通して、生徒が主体的・対話的に取り組み、思考・判断・表現する授業展開が適切に行われていました。

・1人1台端末の活用。毎日の連絡事項の確認で操作に慣れ、教科等の授業で積極的に活用。社会科では「ロイロノート」を使って情報を収集、整理、発表する活動を行っていました。

○家庭学習の充実

・年度初めのガイダンス及び手引きの配布はほとんどの学校が実施。ある中学校では、学年部教員が分担して受け持ちを決め、同じ生徒を継続的に個別指導して内容の充実を図っています。

○地域に関わる学習の充実

・国語で学習したことから発想して総合的な学習の時間に校区へ取材に出かけ、一方で町の「小さな拠点づくり事業」とタイアップして、地域の交流施設に看板を作る活動を展開。(小学校)

・小学校での豊富な体験活動をベースに、地域のよさや地域の方々の思いを受けとめつつ、課題にも目を向け、主体的に自己の考えを深める総合的な学習の時間を実施。(中学校)

「飯南町特別支援相談ネットワーク事業」

飯南町派遣指導主事 早川 潤

飯南町では平成28年度より、特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒並びにその家族に対し、関係機関が連携を図り相談支援体制を整え、適切な支援を円滑に行うための、「飯南町特別支援相談ネットワーク事業」を実施しています。

委員には、町の福祉関係者や保健師、子育て支援関係者、県立養護学校教諭等が委嘱されており、様々な視点から相談支援を行います。

この事業では主に次の内容を行います。

- ①対象児の保護者に対する相談支援
- ②対象児の在籍する保育所及び小・中学校への相談支援
- ③対象児への支援（親子教室等）
- ④その他対象児及びその家族への支援に関し、教育委員会が必要と認めたこと

この事業をとおして、早期(幼少期)から対象児等に適切な相談支援体制を組むことができ、かつ継続して関わることで切れ目ない支援が可能になります。

今後も個々のニーズにあった相談支援がさらに行えるよう、事業を推進していきたいと考えています。



人権教育の推進について



人権・同和教育指導員 黒川 高宏

昨年度から続いている新型コロナウイルス感染症は、変異株の発生とともにさらに感染拡大してきました。政府は、感染拡大防止のために人流の抑制やワクチン接種の実施を急速に進めています。しかしながら、ネット掲示板やSNS上には、新型コロナウイルスの感染者や入院患者及び医療従事者に対する多くの心ない誹謗中傷が載せられています。また、政府の緊急事態宣言やまん延防止対策により、特に飲食店の休業や営業時短要請、雇用の削減や失業によって経済格差や貧困の問題がより深刻化しています。全国の学校では、感染拡大防止対策をしながら授業をすすめています、家族のワクチン接種の有無や感染者のいる家族に対する偏見や差別により当該児童生徒が心ない差別やいじめにあつて学校に行きづらい状況も生まれています。

本県がめざす人権教育は、差別をなくし、誰もが幸福で平等な社会を築きあげることが目的です。とりわけ学校における人権教育は、差別をしない、差別を許さない（差別に逃げない、差別に流されない）毅然とした態度のとれる人、他者を大切にするとともに自分も大切にできる人を育てることを目標にしています。これを実現するためには、みんながしっかり人権感覚を養うことと、いじめ、差別や偏見について正しい知識を得てきちんと理解をし、いじめや差別を見抜く目をもつとともに、見て見ぬふりをせず、毅然とした態度がとれることが必要であると思います。

性の多様性という言葉が最近よく耳にします。性指向に対する偏見や差別は、過去からずっと続いて起きていることで現代のみ起きていることではないと思います。これまでの社会では、人と異なる性指向や性自認に対して酷い偏見・差別がありました。TV番組やマスコミ報道でもごく当たり前のようにそれを笑いのネタに利用していました。しかし、現代は、一人一人の性指向や性自認に対して偏見や差別のない社会でなければいけません。男女雇用機会均等法の施行規則の改正により性指向に対する偏見や差別は、セクハラと明記されています。学校においては、多様な性指向や性自認について受け入れることについて教えていかなければならないと思います。さらに、学校だけでなく企業や地域社会においても性的マイノリティーへのセクハラについては指導していく必要があると思います。

今年度、児童生徒支援加配校に訪問させて頂いております。それぞれの学校にお聞きすると、様々な理由で学校へ行けない子どもがいます。その1つの原因として自尊感情や自己肯定感の低さがあります。教職員のつとめとして、その子どもの抱えている困難さや阻害していることを早く取り除いて自信をつけさせるとともに、居心地がよく、一人一人が大切にされている学校づくりをしていかなければならないと思います。人権・同和教育指導員として各学校の課題解決のお手伝いをしたいと思っています。よろしくお願いたします。

命いっぱい！輝いて生きてね

幼児教育アドバイザー 問賀部 都

あかちゃんは、一生懸命あなたの目を見つめてミルクを飲んでます
おしゃべりをしています あなたはそれに優しく答えています
あかちゃんは 安心します 愛されていると感じています
私たちは、一人一人を深く愛し、受け止め、見守り、大事に育て、
保育と教育を通して、この子の人生を充実させていく源を担っています



ご縁あつて、5月から幼児教育アドバイザーとして出雲教育事務所に在籍し、保育所・保育園・認定こども園・無認可園も含めて訪問し、保育と幼児教育に関する指導助言等を行うことになりました。どうぞよろしくお願いたします。44年間の保育現場と保育所運営での波瀾万丈(?)な経験が、乳幼児保育の充実と幼児教育の質の向上に、保育現場が少しでも必要としてくださるのなら、今一度奮起し、頑張りたいと思っています。

自分が子どもだった60年前、保育の仕事をはじめた40年前と比べると、子どもが野山を駆けまわって遊び、工夫し、試行錯誤し、助け合つて困難を乗り越えるというようなダイナミックな遊びの環境がどんどん姿を消しています。そんな環境が消滅しつつある現代において、思いやりや学びに向かう力が育つには、子ども自らが遊びを創り出し没頭することが大切です。その為には保育者が子どもの姿をしっかり捉え、自らの保育を評価し、次の活動に向かって修正や改善をすることが重要です。未来に向かって、前向きに明るく取り組むことのお手伝いをさせてください。「親」という存在には到底及ばないけれど、子育てしながら頑張つて働く保護者を支援しながら、子ども一人一人を愛し、導き、健全に育てていくのが保育施設の役割です。私たちは胸を張つて保育の仕事をして参りましょう。現場で頑張つてくださっている皆様のお役に立ちたいと思っています。

電話お待ちしております。 出雲教育事務所担当(直通電話) 0853-30-5684

給与明細書を確認してみましょう

例年、給与手当の支給要件が欠落したにもかかわらず支給終了手続きが遅れたため、多額の戻入(受け取った手当を遡って返すこと)をしなければならない事例が発生しております。そこで、給与手当で職員本人の届出が必要となる主な場合を以下にまとめましたので、届出をしていないものがないか今一度、確認してみてください。届出が必要となる場合に該当するものがありましたら、速やかに学校事務担当者へお伝えください。

給与支給(口座)明細書



確認をお願いします

支給年月	職員番号	氏名	表級号給	給料月額

給料	給料の調整	教職調整	管理職	初任給	地域	扶養	住居
						①	②
通勤	月額特勤	日額特勤	特地(へき地)	準特地(準へき地)	単身赴任	管理職員特別	時間外
③				④	⑤		
休日	夜間	宿日直	改良普及	教員特別	産教	定通	児童
							⑥
期末	勤勉	期末期間率	勤勉期間率	(別途返納額)			
		000	000				

※納入通知書を送付します。

	手当名	支給額(月額)	届出が必要となる主な場合
①	扶養手当	子:10,000円、父母等:6,500円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子には5,000円加算	子が産まれた、子が就職した、子の過去1年間の収入が130万円を越えた
②	住居手当	家賃額に応じて支給(支給上限額:27,000円) ※教職員住宅に居住している場合は支給対象外	転居した、家賃が変更となった、借り主を変更した
③	通勤手当	自動車:通勤距離に応じて支給(支給上限額:42,600円) 公共交通機関:定期券等の金額に応じて支給	転居した、交通手段を変更した、通勤経路を変更した
④	へき地手当に準ずる手当	(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(4%)	転居した
⑤	単身赴任手当	30,000円+加算額(5,000円~70,000円) ※加算額は職員と配偶者の住居間の交通距離に応じて支給	転居した、別居していた配偶者と同居した
⑥	児童手当	中学校卒業前までの子1人につき10,000円~15,000円 ※支給月:6月(2~5月分)、10月(6~9月分)、2月(10~2月分) ただし、臨時的任用教職員は、2・3月分を4月に、4・5月分を6月にそれぞれ支給	子が産まれた、転居した、氏名を変更した、離婚協議中により配偶者や子と別居した

【参考】職員口座振替内訳の各控除の内容について

職員口座振分内訳

控除A・B	控除C	その1	その2	その3	その4	その5	その6
①	②	③	③	③	③	③	③
その7	その8	その9	その10	職員駐車場	職員宿舍負担金	その他	振替計(e)
③	④	⑤	⑥			⑦	

①控除A・B…組合費 ②控除C…中国ろうきん ③その1~その7…各所属で登録している親睦会費等 ④その8…学校生協
⑤その9…教育公務員弘済会 ⑥その10…全労済 ⑦その他…地方職員共済組合物資償還金